

住宅の太陽光発電設備の 導入費用を補助します

補助金
最大

35万円

- ・ 1kWあたり7万円（5kW分まで）
- ・ 予算がなくなり次第終了

申請受付期間

令和5年6月29日（木）

～令和6年1月31日（水）



留意点

- ※事業者との契約締結前に申請が必要です。
- ※令和6年2月29日（木）までに、設備の設置・支払を完了し、報告していただく必要があります。（裏面の申請手続の流れを参照）

補助対象となる住宅

市内の一戸建ての住宅

※マンションやアパート等の賃貸住宅、店舗等との併用住宅等は含まれません。

補助対象となる方

- 1 自ら居住する住宅、自ら居住するために新築又は購入する住宅に、自家消費型の太陽光発電設備を導入する個人
（※新築住宅又は新築建売住宅の場合、定置型蓄電池の導入が必要）
- 2 補助対象となる住宅に自家消費型の太陽光発電設備をP P A又はリースにより設置する事業者
- 3 住宅に居住する世帯員全員が市税を滞納していない方 など

【お問い合わせ】

新居浜市 市民環境部 環境エネルギー局 カーボンニュートラル推進室
〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号
TEL：0897-65-1284 E-mail：zerocarbon@city.niihama.lg.jp

市HP



補助対象設備及び交付要件

(1) 補助対象設備

太陽光発電設備（自家消費型）

(2) 交付要件

- ・太陽光発電設備の出力の合計値が **10kW未満**
- ・商用化され、**導入実績があるもの**
- ・**中古設備ではないこと**
- ・既存設備の**置換や増設でないこと**
- ・**J-クレジット制度への登録を行わないこと**
- ・対象設備が、**国、地方公共団体等から補助金等を受けていない又は受ける予定がないこと**
- ・**固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。**
- ・太陽光発電設備で発電した電力の**30%以上**を住宅で使用すること

「（年間電力自家消費量見込み） / （年間発電量見込み） = 30%以上」

※年間電力自家消費量見込み、年間発電量見込みの数値については、施工業者等にお問い合わせいただくなどにより算出してください。

- ・**地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領**に定める交付要件を満たすこと など

申請にあたっては、「**新居浜市個人向け太陽光発電設備導入補助事業補助金交付要綱**」、「**個人向け太陽光発電設備導入補助事業補助金の手引き**」の確認をお願いします。

また、本事業は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用した事業であるため、同交付金要綱等に従い、事業を実施する必要があります。

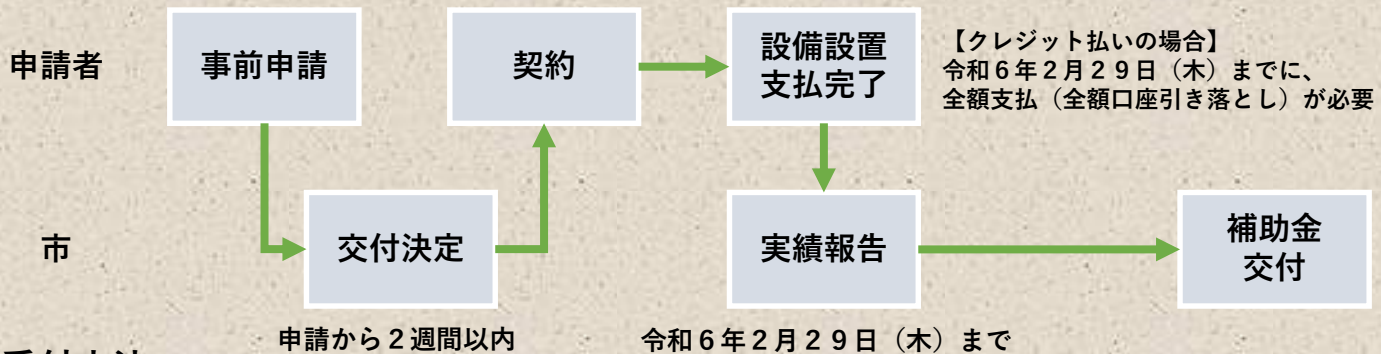
環境省HP



提出書類

- ・事業計画書、誓約書兼確認書など（市HPよりダウンロード）
- ・補助対象設備及びその内訳が記載された見積書等の写し
- ・補助対象設備を設置する住宅の位置図
- ・太陽電池モジュールの設置箇所を示すカラー写真
- ・補助対象設備のメーカー名、型式、出力等が確認できる書類 など

申請手続きの流れ



受付方法

- 執務時間内（8：30～17：15）に、カーボンニュートラル推進室窓口又は郵送にて提出 ※土日・祝祭日は除く
- ご不明な点はお問い合わせ頂くか、HPをご覧ください

市HP

